

令和6年2月犬山市議会定例議会会議録

第7号 3月11日（月曜日）

◎議事日程 第7号 令和6年3月11日午前10時開議

第1 第3号議案から第10号議案まで
及び第12号議案から第33号議案まで
（議案質疑）

第1類 第3号議案から第10号議案まで
及び第12号議案から第18号議案まで
第2類 第19号議案から第25号議案まで
第3類 第26号議案
第4類 第27号議案から第33号議案まで

◎本日の会議に付した案件

日程第1 第3号議案から第10号議案まで
及び第12号議案から第33号議案まで

◎出席議員（17名）

1番	丸山幸治君	11番	岡覚君
2番	ビアンキ恵子君	12番	岡村千里君
3番	増田修治君	13番	鈴木伸太郎君
4番	光清毅君	14番	沼靖子君
5番	小川隆広君	15番	久世高裕君
6番	島田亜紀君	16番	柴山一生君
7番	諏訪毅君	17番	柴田浩行君
8番	小川清美君	18番	大沢秀教君
10番	玉置幸哉君		

◎欠席議員（1名）

9番 畑竜介君

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長兼議事課長	新原達也君	議事課長補佐	大鹿真君
統括主査	松澤一悦君		

◎説明のため出席した者の職・氏名

市長	原欣伸君	副市長	永井恵三君
----	------	-----	-------

教 育 長	滝 誠 君	経 営 部 長	井 出 修 平 君
市民部長兼防災監	武 内 雅 洋 君	健康福祉部長	高 木 衛 君
都市整備部長	森 川 圭 二 君	都市整備部次長	丸 井 良 修 君
経済環境部長	中 村 達 司 君	教 育 部 長	長谷川 敦 君
子ども・子育て監	小 幡 千 尋 君	消 防 長	大 澤 満 君
企画広報課長	古 田 隆 行 君	総 務 課 長	舟 橋 正 人 君
地域協働課長	中 村 亘 君	市 民 課 長	吉 田 高 弘 君
福 祉 課 長	山 本 直 美 君	福 祉 課 主 幹	奥 谷 雪 江 君
高齢者支援課長	前 田 敦 君	保険年金課長	舟 橋 きよみ 君
水 道 課 長	五十嵐 康 君	環 境 課 長	小笠原 健 一 君
学校教育課長	大 黒 澄 子 君	学校教育課主幹	高 木 順 二 君
子ども未来課長	上 原 眞由美 君	子ども未来課主幹	伊 藤 真 弓 君
子ども未来課主幹	中 村 美 和 君	消防本部消防次長	水 野 明 雄 君
消防総務課長	村 山 弘 泰 君	予 防 課 長	中 村 肇 君

午前10時00分 開議

◎議長（柴田浩行君） ただいまの出席議員は、17名であります。

通告による欠席は、9番 畑 竜介議員です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

日程第1 第3号議案から第10号議案まで及び第12号議案から第33号議案まで

◎議長（柴田浩行君） 日程第1、第3号議案から第10号議案まで及び第12号議案から第33号議案までを議題といたします。

お諮りいたします。

第3号議案から第10号議案まで及び第12号議案から第33号議案までを一括議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

これより議案質疑に入りますが、審議の都合上、配付いたしました議事日程に記載のとおり、これを4つに分類し、質疑を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

続いてお諮りいたします。

本日の議案質疑は、議事の進行上、第1類及び第2類にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 異議なしと認め、さよう決しました。

最初に、第1類、第3号議案から第10号議案まで及び第12号議案から第18号議案までに対する質疑を行います。

通告順に発言を許可いたします。

最初に、10番 玉置幸哉議員。

◎10番（玉置幸哉君） 皆さんおはようございます。私のほうからは第7号議案、犬山市職員定数条例等の一部改正について、2点、質疑をしたいと思います。

機構改革の案件だということで理解をしておりますけれども、令和6年度の予算案の中でも、重層的支援等々の議案であったり、また高齢者の方がやっぱり増えていくという、そういった観点の中からの質疑であります。

健康福祉部の体制なんですけれども、そこの全員協議会資料の10ページに記載のとおり、福祉課と障害者支援課等々にこういうふう分割してということになると思うんですけれども、そういった中で、人員体制がどういうふうになっていくかということをもっとお尋ねしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

永井副市長。

◎副市長（永井恵三君） 改めましておはようございます。玉置議員のご質疑にお答えしたいと思います。

議員ご心配のように、今後も高齢化がますます進展していくことは喫緊の課題だというふうに認識をいたしております。また、高齢者に対するサービス、支援は増加していくものと考えております。

したがって、市といたしましては、まずはサービス機能の充実を図っていく必要があると考えており、施政方針でもありましたように、議員も、今ご案内というかご紹介いただきました、高齢者あんしん相談センターの体制の充実を強化してまいります。

また、高齢者を含め、地域の生活課題解決に向けて、包括的な支援体制を整備していくため重層的支援体制整備事業を実施をしております。そのために、令和4年度より高齢者支援課、また福祉課では、正規職員の増員を行ってまいりました。

加えまして、社会福祉協議会やシルバー人材センターとの連携強化を図りながら、高齢者の支援に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

今後につきましても、高齢者支援の担当部署に限らず、市役所全体の業務バランスを見極めながら、総合的な視点に立ち、人員体制の検討を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） ありがとうございます。ぎりぎりの職員でやっているなということでは理解しましたので、どの課もやっぱり大変だなということなので、改めて職員の皆さん、よろしくお願いいたします。

2点目です。この機構改革に伴い、今、健康福祉部のところに1階のところを見てみますと、子育て支援課も今の状況も既に入っていると思うんですけれども、スペースの問題で、給付金の手続等々の窓口が、いびつというか、1階のスペース以上のところに北側も、南側も

ということで、出っ張りがあるんで、このスペースが、機構改革も含めてなんですけども、人員も増えてくるであろうという予想の中で、どうなってくるのか、2点目としてお尋ねをします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

1階のスペース、特に福祉課、高齢者支援課、子ども未来課が入ってるエリアは、手狭で過密になっているのが現状でございます。確認できるものでは、平成23年4月には、当該エリアにおいて68人の職員が配置されていましたが、令和5年4月では15人増の83人となっています。

業務が多様化、複雑化し、人員が増えていく中で、機構改革とは関係なく、執務環境の改善は必要と以前から認識しており、これまでもできる範囲で対応を行ってきました。

今年度は5月に2人分の机を高齢者支援課に、7月に6人分の机を子ども未来課の南側に設置し、執務スペースのほかに新たに区画を設けるなどの対応を行っています。

また、根本的な対策について、今年度は具体的な検討を行っています。根本的な解決を行うためには、執務スペースを拡大することが適切と考えますが、本庁舎1階と2階は、セキュリティのために執務スペースをシャッターで隔離する構造となっていることから、容易に執務スペースを拡大するというのは難しいということです。

執務スペースを増やせないのであれば、人員を減らす、つまりどこかの課を1階から移動させることが必要と判断しまして、1つ目の案としては、5階にある書庫を改装して事務スペースとし、本庁内の課を再配置する検討も行いました。その結果、空調の設置、現在書庫でするので空調がありませんので、空調の設置や床のOAフロア化、壁の撤去、カウンターや書棚、机の設置など、改装に多額の費用、少なくとも約2,300万円以上かかるということになりました。併せて5階書庫の書類を適切に保管できる移管先の確保という課題も、なかなか解決が難しいということが分かりました。

2つ目の案として、一部の課を本庁舎から外の施設に出す検討も行いました。しかしながら、この新庁舎ができた後、できる限り各課を集約してくるという基本的な考え方で体制づくりを行ってきたところ、それをまた改めるには検討が足らんのかなというふうな結論に至りまして、結果として来年度の5階書庫の事務スペース化は見送って、機構改革を踏まえた現状の配置でまず状況を確認していきたいというふうに考えています。

当然のことながら、各課の再配置、特に1階の課を別のフロアに移動させるということは、市民サービスがもしかしたら低下するということも懸念されます。ただ、今お答えしましたとおり、1階の執務環境の改善というのは必要と認識していますので、その中でどのような形で改善を行うのか、どうすれば市民サービスの低下が最小限で抑えられるか、そういうことを引き続き検討したいと思います。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 10番 玉置幸哉議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、3番 増田修治議員。

◎3番（増田修治君） おはようございます。私からは第14号議案について2点、質疑させていただきます。

犬山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正についてです。

全員協議会資料の18ページをご覧ください。こちらを見ていただきますと、現在は155円から改定後は175円と、20円の増額となっております。また、平成12年10月1日から現在の金額になって以来、一度も改定していないということで、20年以上改定をしていない状況です。なぜ今になって増額を20円にしたのかの理由について、1点目、質疑いたします。

また、20円手数料が増額することによって、増収等の見込みがあるのか、質疑いたします。よろしくをお願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村経済環境部長。

◎経済環境部長（中村達司君） 増田議員のご質疑にお答えします。

まず、増額を20円としたことですが、前回、手数料改定をした平成12年度から令和6年度にかけまして、し尿処理に要する費用は18リットル当たりで約88円増える想定をしています。一方で、し尿くみ取りの手数料につきましては、23年にわたり18リットル当たり155円としてきました。

また、し尿のくみ取り量は年々減少しており、平成24年度からの10年ほどで約227万リットルから約168万リットルへと大きく減少しています。このようなことから、し尿処理に要する費用に対する市民等にご負担をいただく手数料の割合は、年々減少しており、そのバランスを維持することと、利用者負担を急激に上げることは好ましくないと判断いたしまして、今回20円の増額をお願いするものです。このことによりまして、1世帯当たりの年間のくみ取り料は、平均で2,500リットルとなるので、年2,800円程度の増額となる見込みです。

また、2点目の増収等の見込みにつきましては、令和6年度当初予算では増額を10月からとしているため、くみ取り想定量を160万リットルで試算すると、18リットル当たり20円の増額となりますので、市の歳入は年間で約89万円増えるの見込んでおります。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 3番 松田修治議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、6番 島田亜紀議員。

◎6番（島田亜紀君） 6番、島田亜紀です。第6号議案、犬山市附属機関設置条例の一部改正について、1点質疑いたします。

全員協議会資料9ページをお願いします。犬山市ジェンダー平等審議会についてですが、どのような基準で委員を人選されるのか、また、どのような内容をこれから審議していくのか、お聞かせください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） それでは、島田議員のご質疑にお答えをします。

まず、委員の人選としましては、学識経験者として、男女共同参画やジェンダー平等施策に詳しい大学教授を1名、ジェンダー平等に係る施策に関する知識及び経験を有する者とし

て、県内で活動する女性活躍推進に関する団体、LGBTQに関する団体から1名、市民としては、LGBTQに関する活動をされている方を1名、また、その他市長が必要と認める者として、教育現場として市内の小中学校関係者を1名、事業者に詳しい犬山商工会議所から1名を委嘱し、市内の実情把握や施策展開に向けての協力を得たいと考えております。

次に、審議会において審議する内容は、平成30年度に策定した男女共同参画推進指針、こちらは令和9年度までの指針となっていますが、この指針の更新を含めたジェンダー平等施策の方向性、令和6年度から始まるパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の周知や展開方法についての意見を聞いていく予定となっております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 6番 島田議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、11番 岡 覚議員。

◎11番（岡 覚君） 日本共産党犬山市議団、岡 覚です。全員協議会資料の13ページ、第10号議案に関して、2点質疑をさせていただきます。

1点目、会計年度任用職員、非正規職員の待遇改善は、できるだけ優秀な職員を確保する、人材を確保する、そしてそれを継続するという立場でも重要な課題だというふうに思っています。当局はどのような認識なのかお伺いしたいというふうに思います。

この間、みよし市では、私どもの市や国基準の6.1%から7.3%を超える9.5%の待遇改善をしていくという報道がされて、大変大きな反響を呼んでいます、こうしたことを当局はどのように受け止めているのか、お伺いしたいと思います。

2点目はまた追ってお願いします

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

みよし市のあの報道が出て、結構話題になりましたので、これは調べなあかなというところで、担当のほうからみよし市のほうに問合せをしてもらいました。問い合わせしてみたところ、現在、パートタイム会計年度任用職員事務職の報酬については、正規職員と同じ行政職給料表1、1級9号給に、地域手当10%を加算した額で支給しており、先ほどでもありましたとおり、上限単価は時給1,155円となっています。

これを令和6年度からは、上限を21号給の1,265円に引き上げ、9.5%上昇するということです。これは経験年数等によって昇給した場合に、上限単価1,265円になるということだそうです。

当市においてどうかという話なんです、今回の改正により、パートタイム会計年度任用職員事務職の上限単価は1,205円で、フルタイム会計年度任用職員事務職の上限単価は1,283円となるため、当市の報酬は必ずしもみよし市に劣るものではないなというふうに思っています。みよし市は上手に発表されたなというのが率直な感想です。

しかしながら、岡議員がおっしゃるように、会計年度任用職員の方々の待遇改善は、採用に当たっても非常に重要な課題だと我々も認識していますので、こういった他市の情報を収集しながら、今後、適切な対応をしていきたいと考えております。

◎議長（柴田浩行君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 確認の意味での再質疑なんですけれども、それぞれの地方自治体が、国基準を超えて非正規職員の待遇改善のために、この号給表というんですか、これを超えてやるのが、それぞれの市町村で独自に上乘せすることができるのかどうかを、私はできると思っているんですけども、その確認をお願いしたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 岡議員おっしゃるとおりで、各自治体でその判断では可能ですが、やはり市民の理解も得る中でやっていく形になっていくと考えています。

◎議長（柴田浩行君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 分かりました。

2点目です。今年度、令和5年度の途中での待遇改善のときに、県下の自治体で、非正規職員に関して、4月に遡及する自治体としない自治体が生まれました。犬山市のほうは遡及しないほうの自治体に入ったというふうに認識していますが、今後、このような場合は、私は遡及する自治体に犬山市も入るべきだなというふうに思っていますけれども、その点はどうか、お伺いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 2点目のご質疑にお答えいたします。

11月議会で岡村議員のご質疑にもお答えしましたとおり、当市においては、会計年度任用職員の給料表は独自の表を使用しております。それによって遡及の算出について、国から示されていないということもあり、適切な算出が今困難な状況でございます。

また、人事院勧告で仮に減額となった場合についても、会計年度任用職員の方々も、正職員と同様に減額するかどうかについても、これを示されていない状況でございます。そのため現在、当市においては、労働基準法にのっとり、年度当初に雇用契約を確認してもらい、承諾書を提出していただいております。それで勤務場所や勤務時間に合わせて報酬単価について表示しているため、現在は遡及対応は見送っているという状況です。

ただし、正規職員同様の処遇となるように考えていかなきゃいかんと思っていまして、総務省もいろいろ会計年度の方々も、正規職員同様の待遇となるようないろいろ施策を出してきて、法律改正も行ってきています。そういったことも踏まえると同時に、先ほど言いました処遇改善というのが、雇用についても非常に大事なことでと考えていますので、今後なるべく早い時期に、正規職員と同様の給料表に変えていきたいなというふうに、これも11月議会でお話しさせていただいたんですけども、考えております。それに合わせて遡及についても検討していきたいと思っております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 今答弁いただきまして、検討していくということですけども、やはり正規職員が遡及するのに、非正規職員は遡及しないという、同じ職場で同じような仕事

をしていて、これはやはり感情的にも許しがたいというふうに思っていますので、その辺も配慮しながら、もう一つ、不利益不遡及の原則というのがあるわけですので、不利益の場合も遡及するということではまずいということは、これはもう当然なことなものですから、その不利益不遡及の原則も守るべきだということも含めて、しっかりとした対応を求めて質疑を終わります。今私が述べ申し述べたことも考慮をして、検討すべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 再質疑にお答えします。

検討はしていきたいと思います。ただ、不利益不遡及に関しては、国や関係自治体のほうも確認しながら、市民理解を得られるような形でやっていきたいと思います。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 11番 岡 覚議員の通告による質疑は終わりました。

続いて、12番 岡村千里議員。

◎12番（岡村千里君） 12番の岡村千里です。私からは、第7号議案、犬山市職員定数条例等の一部改正について質疑をさせていただきます。

2点、質疑を行います。

まず、1点目です。市民部の多様性社会推進課ということで、これが新しくできるということです。パートナーシップからファミリーシップ制度をこれから作っていくというところでは、非常に重要なことだと思っていますけれども、新しい課となりますので、この課の業務内容と、それから職員体制はどのようになるのかお示してください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

永井副市長。

◎副市長（永井恵三君） 岡村議員のご質疑にお答えしたいと思います。

旧・新というようなイメージでお答えをさせていただきたいと思います。

まず、現在の地域協働課の業務でございますが、多岐にわたっております。市民活動、町内会、コミュニティ活動、多文化共生、ジェンダー平等、男女共同参画、姉妹都市・友好都市交流に加えまして、施設管理として市民交流センター、ふれあいセンターや、まちづくり拠点などの管理など、ソフト・ハード、多岐にわたる業務を担当している、これは皆さんご承知のとおりだと思っています。

一方、市を取り巻きます社会環境が大きく変化、進展していく中で、組織体制の改革が喫緊の課題であるというふうに認識をしておりましたので、今回の改編というところでございますが、したがいまして、今回の組織改編では、地域協働課を分割し、新たに議員ご質疑の多様性社会推進課を設置し、より具体的に市民サービスの強化を図ってまいりたいというふうに考えております。

議員ご質疑の多様性社会推進課の業務内容につきましては、外国人市民との共生・協働のまちづくりをさらに進めていく多文化共生、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の推進、また、男女共同参画のさらなる推進、国内外の姉妹都市、友好都市との連携交流を

図っていくための業務などを担当していくということになります。

なお、職員体制につきましては、来週、人事異動を予定しておりますので、詳細は差し控えさせていただきますが、正規職員、会計年度任用職員、多文化共生推進員、それに窓口通訳にて、新たな組織体制を構築し、業務を推進していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） ありがとうございます。内容など理解をいたしました。

2点目です。教育部において、文化スポーツ課が、スポーツ交流課とそれから文化推進課に分かれます。この文化推進課ですけれども、以前から犬山の文化をもっと力を入れてほしいんだという市民の要望が強いわけですが、この文化推進課にすることによって、この犬山の文化をどのように充実させていくのか、また差し支えない程度で職員体制についてお示ください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

永井副市長。

◎副市長（永井恵三君） 岡村議員のご質疑にお答えしたいと思います。

まず、今回の機構改革により、文化推進課を創出していく狙いがございますけど、文化芸術が皆様の手に届くものになり、また、文化芸術が身近になるものにしていく必要があるというふうに考えております。

加えまして、心の豊かさや安らぎを提供していく必要があると考えており、そのためには、まずは大沢議員の一般質問でも答弁をいたしておりますけど、市民文化会館と南部公民館の再整備を進めてまいります。

当然、ハード整備だけではなく、文化振興の拠点として、来年度から自主事業を再開する予定でございます。市民の皆さんが文化芸術に触れることができるよう、自主事業を積極的に展開をしてまいりたいというふうに考えております。

また、文化協会と連携しながら、市民参加型事業である市民展ですとか、市民芸能祭、また、スプリングコンサートなどを展開していく予定であり、加えまして市民の皆さんの文化芸術に関する作品などを展示できるスペースの確保を、この公共施設だけではなくて、郵便局とも連携・協力しながら、拡充していきたいというふうにも考えております。

なお、職員体制につきましては、先ほど、多様性社会推進課の体制でお答えしましたとおりでございますが、一つ、自主事業の展開はもちろん、各種団体との連携強化に向けまして、これは私の持論でございますけど、待ちの姿勢ではなくて、プッシュ型の姿勢を持てる組織体制にしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） ありがとうございます。再質疑したいんですけれども、生涯教育の分野というのは、引き続いてこの課でやっていただけるのかどうか、お示しいただきたいと思います。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

永井副市長。

◎副市長（永井恵三君） 再質疑にお答えしたいと思います。

議員おっしゃられたとおり、この文化推進課で担当してまいりますので、よろしくお願いいたします。

◎議長（柴田浩行君） 12番 岡村千里議員の通告による質疑は終わりました。

以上で、通告による質疑は終わりました。

続いて、第1類について、他に質疑はございませんか。

16番 柴山一生議員。

◎16番（柴山一生君） 第8号議案について聞きたいんですが、よろしいですかね。

議員報酬を上げるという話なんですけど、近隣自治体で上げなかったところはあるのか、お伺いします。

◎議長（柴田浩行君） 暫時休憩します。

午前10時28分 休憩

再 開

午前10時29分 開議

◎議長（柴田浩行君） 再開します。

当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） ご質疑にお答えします。

県内の今回の状況についてお答えさせていただきます。愛知県内37市において、実はこの審議会を開催して、審議会の中で議論した結果、今回挙げさせていただいているんですけども、この審議会自体、開催を見送った自治体が10市ございます。

開催した27市のうち、引き上げ答申がされた自治体は19、確認が取れております。そのうち当市と同様に、今年度の人事院勧告の行政職俸給表1、10級の平均改定率0.3%で答申された自治体は13市となっています。それ以外の自治体で、0.3%以上の改定率のところは6市という形で、現在我々が把握してる情報はこういう形になっております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 柴山議員。

◎16番（柴山一生君） そうすると、上げなかったところは何市になるか、言ってもらっていいですか。再質疑です。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 再質疑にお答えします。

すみません、上げなかった自治体というところまでは、今のところ確認はできておりません。

◎議長（柴田浩行君） 他に質疑はございませんか。

13番 鈴木伸太郎議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 第14号議案、犬山市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について、2件、質疑させていただきます。

全員協議会の資料が18ページですか、見させていただきましたが、単価だと12.9%増、全体の収入だと、年間で換算すると大体186万、190万円ぐらいの増ということで、令和4年度決算で1,449万2,500円なんで、恐らくこれが1,650万円ぐらいなるのかなというふうに計算しました。収入が、現状1,500万円から1,600万円ぐらいのところなんです、コストがどうなのか、その収支の差額をお聞かせください。

◎議長（柴田浩行君） 暫時休憩します。

午前10時32分 休憩

再 開

午前10時33分 開議

◎議長（柴田浩行君） 再開します。

当局の答弁を求めます。

中村経済環境部長。

◎経済環境部長（中村達司君） ただいまの鈴木議員のご質疑にお答えします。

まず、令和4年度の決算で申し上げますと、歳入のほうで1,463万7,120円に對しまして、歳出で3,101万6,556円です。なので、差額としては1,637万9,436円となります。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） かなり赤字が出てるというところで、当然赤字が駄目っていうわけじゃないです。先ほどの質疑のところでは激変、急激な値上げはしないということで伺いましたが、やはり今後、何年後かにまた段階的に見直していくのか、そういう方針があるのかどうかということと、あわせて、浄化槽への転換を奨励していくような政策があるのか、再質疑させてください。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

中村経済環境部長。

◎経済環境部長（中村達司君） ただいまの再質疑にお答えします。

先ほど増田議員のご質疑でもお答えしましたとおり、値上げを急激にするのは好ましくないと、望ましくないということもありまして、今回このような金額を設定させていただきました。

今後、し尿人口は減少していくことがもう明らかであります。また排出量も減っていきませんが、収集運搬等に係る費用等は、やっぱり人件費だとか、そういったところの値上げによって上がっていくということで、バランスがどんどん崩れてくるのは明らかですので、その状況を随時見ながら、今の段階で何年後にとはっきり決めておるわけではございませんが、

そういった値上げのことも念頭に置いて、バランスを見て、検討してまいりたいと思います。

また、浄化槽への転換につきましては、これも岡議員のところでお答えさせていただきましたが、下水道の認可区域外のところを云々等のご質問の中ではお答えしましたけども、全般的に、やっぱり単独処理浄化槽も含めて水の適正な処理というようなところは絶対必要なことですから、そういったことはしっかりと普及啓発をしていきながら、転換を図っていきたいと思っておりますので、しっかりとそういうような転換施策についても進めてまいりたいと、そのように考えています。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 了解です。

2件目です。施行日が、令和6年10月1日になっています。これは資料を読ませていただくと、前回も10月1日からだったんですが、これは4月1日じゃない理由というのはなぜでしょうか、質疑させてください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村経済環境部長。

◎経済環境部長（中村達司君） ただいまのご質疑にお答えします。

10月1日というのは、この条例が認められた後に、し尿をお使いの方々に値上げのことをしっかりと周知するとともに、販売をしていただいているし尿処理券ですね、そういったところとのやり取りもあって、券の回収だとか、そういうこともして、入れ替えだとか、そういうことも必要になってきますので、そのような準備期間も必要だということで、10月1日の施行という形をお願いをしております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 再質疑です。

券の多分印刷し直しとかということになると、4月からの改定は難しいのかなという気もしますが、半年ぐらい前から準備しておけば、4月1日スタートができなかったのかなっていう、それで90万円ぐらいの収入が確保できたような気がするんですが、その辺なぜ、もう一度、それは10月1日しかできないのか、再質疑です。

◎議長（柴田浩行君） 答弁を求めます。

中村経済環境部長。

◎経済環境部長（中村達司君） ただいまの再質疑にお答えをいたします。

やはり4月1日の準備だと、この議会で値上げが決まってから、そのし尿処理券に金額が入るものですから、やはりそれは準備が間に合わないということで、前回の例も参考にしまして、10月1日。

あとは周知期間がある程度必要だろうということなので、例えば6月だとか7月だとかではなくて、半年はお時間を頂いてという形で、10月1日というような形をお願いをしております。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 他に質疑はございませんか。

12番 岡村千里議員。

◎12番（岡村千里君） 12番の岡村千里です。私からは第6号議案、犬山市附属機関設置条例の一部改正について、先ほど島田議員の質疑を踏まえた形で、質疑をさせていただきたいと思います。

このジェンダー平等審議会のメンバーとして10人以内となっていますが、今考えているのは6人ということが分かりました。この6人という人数を聞いたときに、いろいろと活発な議論をしていただくためには、もう1人ぐらい増やしたほうがいいのではないかなと思ったんです。6人だとぎりぎりの人数だなというふうに思いまして、このジェンダー平等ということ自体、もっとまだまだ市民の中にも周知されていないもんですから、そういった点でもう1人ぐらい増やしてもいいのではないかなというふうに思っていますが、その点についてはどうなのか。

それから、あと、なっただけの方、それぞれ団体だとか教育に準じた方ということになると、市のほうからお願いするという形になるのかなと思っていますが、公募ということは考えていないのか、2点お示してください。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） それでは、岡村議員のご質疑にお答えをします。

審議会委員につきましては、先ほど島田議員のところでお答えをしましたとおり、犬山市男女共同参画推進指針の更新を含めたジェンダー平等施策の方向性、令和6年4月から始まるパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の周知や展開方法についての意見を聞いていく予定としており、それに必要な分野から委嘱をする予定です。

審議会の初年度としては、まず検討に必要と考えられる各分野から選出した6名でスタートしていきます。委員の人は、各分野の団体からの推薦でと考えておりますので、公募については予定をしておりません。

審議会の人員につきましては、定数は10名以内としており、6人でスタートしますが、審議していく内容についても、今後、様々な状況の変化が考えられますので、状況を見ながら人員の増員は必要に応じて考えていきたいと思っています。

以上です。

◎議長（柴田浩行君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 質疑なしと認めます。

よって、第1類、第3号議案から第10号議案まで及び第12号議案から第18号議案までに対する質疑を終わります。

続いて、第2類、第19号議案から第25号議案までに対する質疑を行います。

通告順に発言を許可します。

2番、ヒアンキ恵子議員。

◎2番（ヒアンキ恵子君） 2番、ヒアンキ恵子です。第19号議案、全員協議会資料の25ページ、工

事請負契約の締結について（城東中学校南側多目的広場整備工事）についてです。

一応、駐車場6台というふうにあるんですけど、地元の方々から多目的というふうにあるので、どういったことに使えるんでしょうかという質問を受けています。これからのこの場所についての活用についてお聞かせください。お願いします。

◎議長（柴田浩行君） 当局の答弁を求めます。

中村経済環境部長。

◎経済環境部長（中村達司君） ただいまのピアネ議員のご質疑にお答えします。

城東中学校南側多目的広場整備は、犬山市の都市美化センター建設時に、地元の塔野地区と交わした協定書に基づいて、総合グラウンド建設に代わる地域振興策として実施するものとなっています。

今回整備する広場の内容につきましては、塔野地区の特別委員会である塔野地まちづくり委員会にて協議していただき、市職員もその委員会に参加して、作成した図面の案を確認してもらいながら、現在の図面が完成しております。

委員会の中では、ソフトボールなどのスポーツができるようなグラウンドを広く取ってほしいですとか、中学校の部活動の練習場として使ってもらったらどうかなどといった意見が出されており、今後、多目的に活用していくというようなこととなっております。

◎議長（柴田浩行君） 2番、ピアネ恵子議員の通告による質疑は終わりました。

以上で、通告による質疑は終わりました。

続いて、第2類について、他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

◎議長（柴田浩行君） 質疑なしと認めます。よって、第2類、第19号議案から第25号議案までに対する質疑を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明日12日午前10時から本会議を再開いたしまして、残る議案に対する質疑を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

午前10時43分 散会